

特集 3

消防団を中核とした地域防災力の
充実強化

火災の発生に加え、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が多発化・激甚化する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性がさらに増している。

消防庁では、平成 25 年 12 月に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団等充実強化法」という。特集 3-1 図）を踏まえ、地域における防災活動を担う多様な主体により確保される地域防災力の充実強化に向け取り組んでいる。

特に消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約 4.9 倍）
- ・即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を有しており、地域防災力の中核とし

て、更なる充実強化に向け取り組む必要がある。

1

消防団の現状

（1）消防団員数の減少

消防団員数は年々減少しており、令和 3 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 13,601 人減少し、804,877 人となっている（特集 3-2 図）。特に、平成 30 年度以降 3 年連続で 1 万人以上減少しており、危機的な状況にある。

（2）若年層の入団者数減少

近年の消防団員の入団者数・退団者数を見ると、退団者数は概ね横ばい傾向であるのに対し、入団者数が大きく減少している（特集 3-3 図）。年齢階層

特集 3-1 図 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

2. 基本的施策

（1）消防団の強化

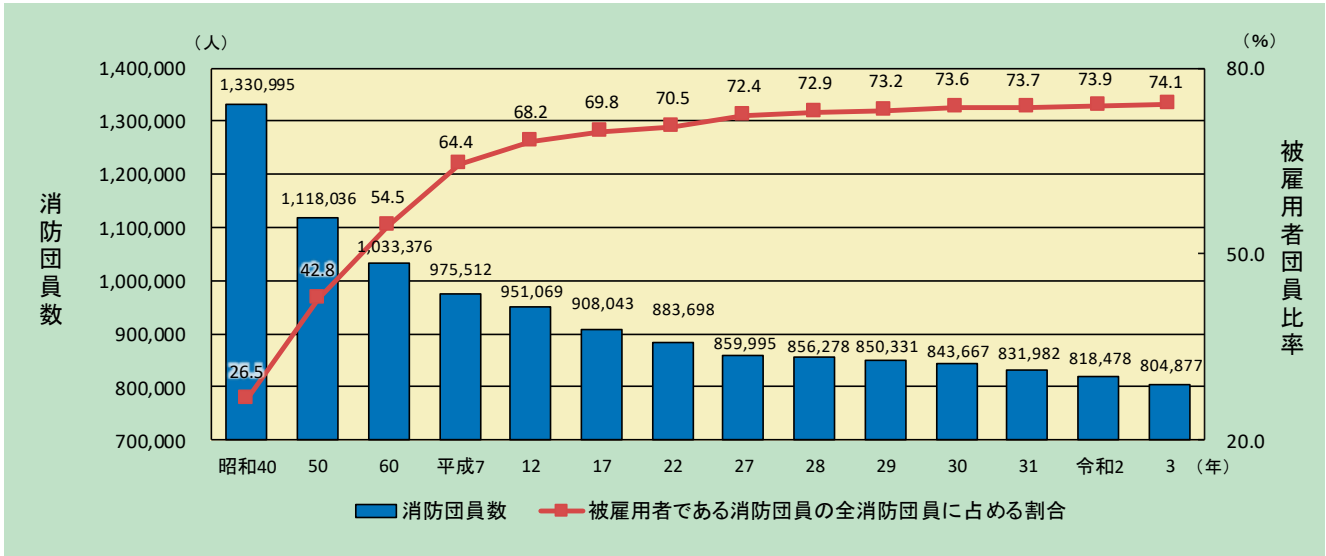
- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発（9条）
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
 - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善（13条）
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

（2）地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

特集 3-2 図 消防団員数及び被雇用者である消防団員の割合の推移

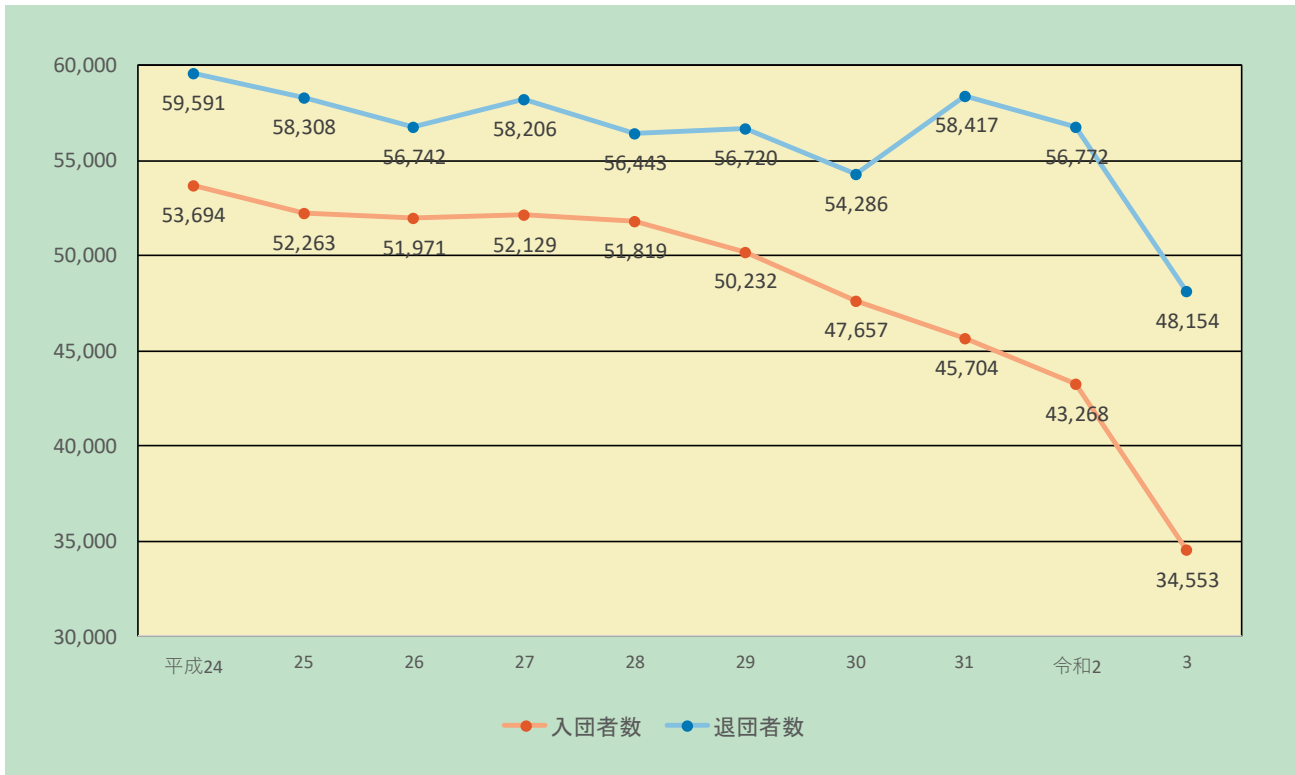
(各年4月1日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-3 図 入団者数・退団者数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

別に入団者数を見ると、特に若年層の入団者数が著しい減少傾向にある(特集 3-4 図)。それに伴い、消防団員の平均年齢は毎年少しずつ上昇しており、

令和3年4月1日現在、前年に比べ0.6歳上昇し、42.5歳となっている(特集 3-5 図)。

特集 3-4 図 年齢階層別入団者数の推移

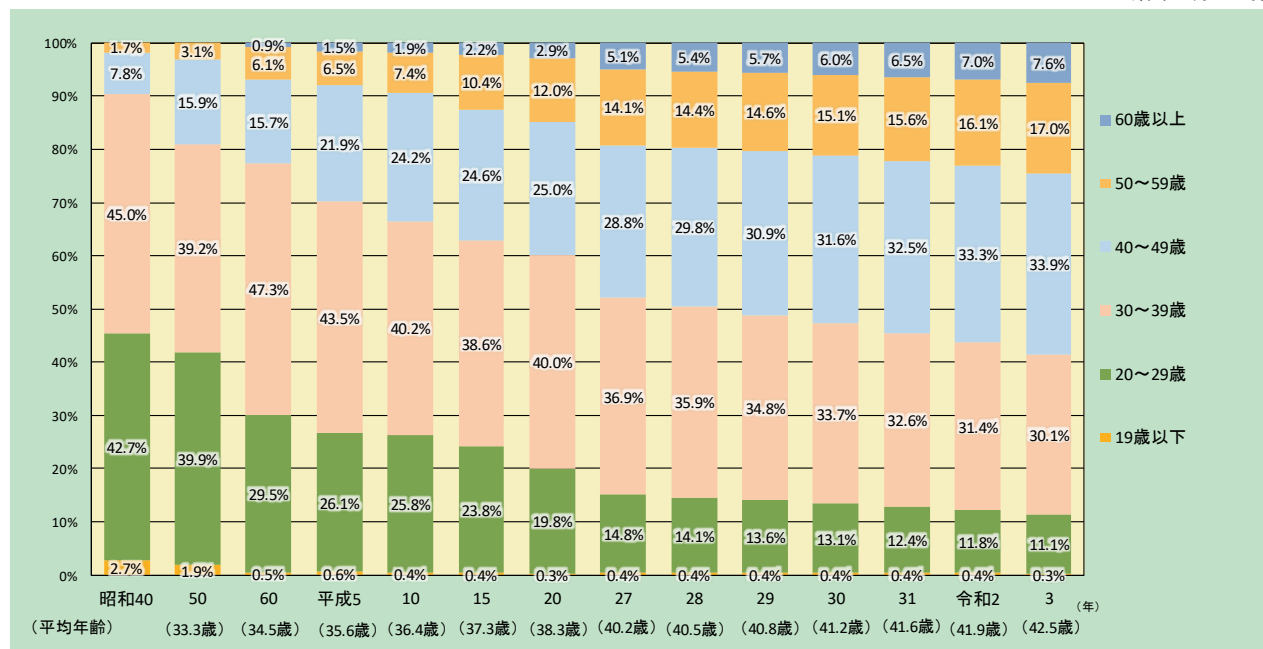
(各年 4 月 1 日現在)



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-5 図 消防団員の年齢構成比率の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 昭和 40 年、昭和 50 年は「60 歳以上」の統計が存在しない。また、昭和 40 年は平均年齢の統計が存在しない。

(3) 被雇用者である消防団員の割合の増加

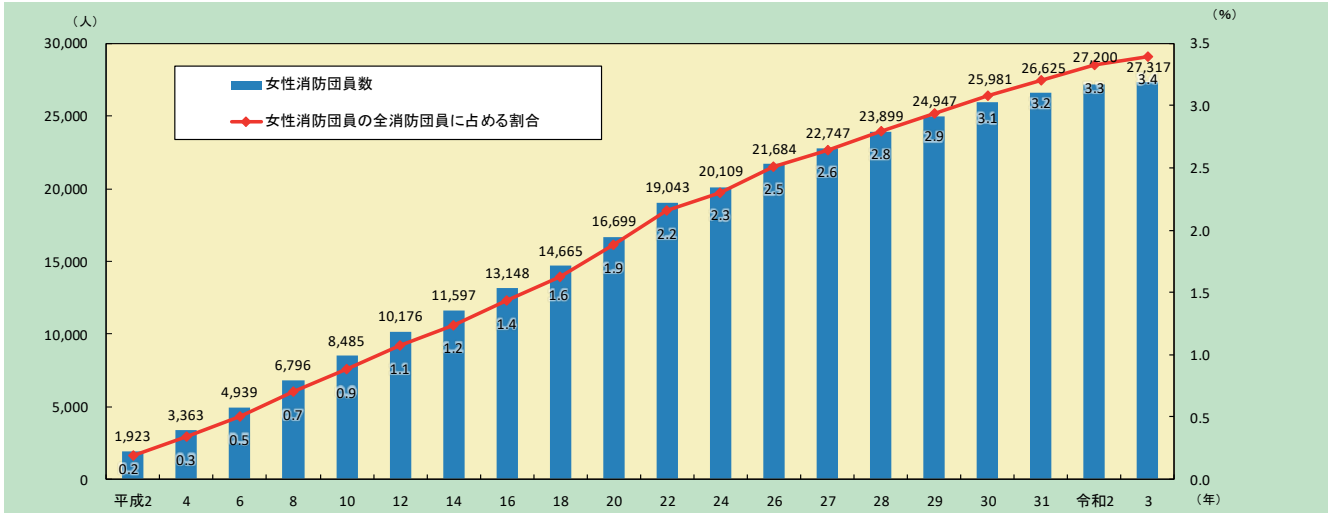
被雇用者である消防団員の全消防団員に占める割合は高い水準で推移しており、令和 3 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 0.2 ポイント上昇し、74.1%となっている (特集 3-2 図)。

(4) 女性消防団員の増加

消防団員の総数が減少する中、女性消防団員の数は年々増加しており、令和 3 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 117 人増加し、27,317 人となっている (特集 3-6 図)。また、女性消防団員がいる消防団の割合は、同日現在で、75.9%となっている。

特集 3-6 図 女性消防団員数の推移

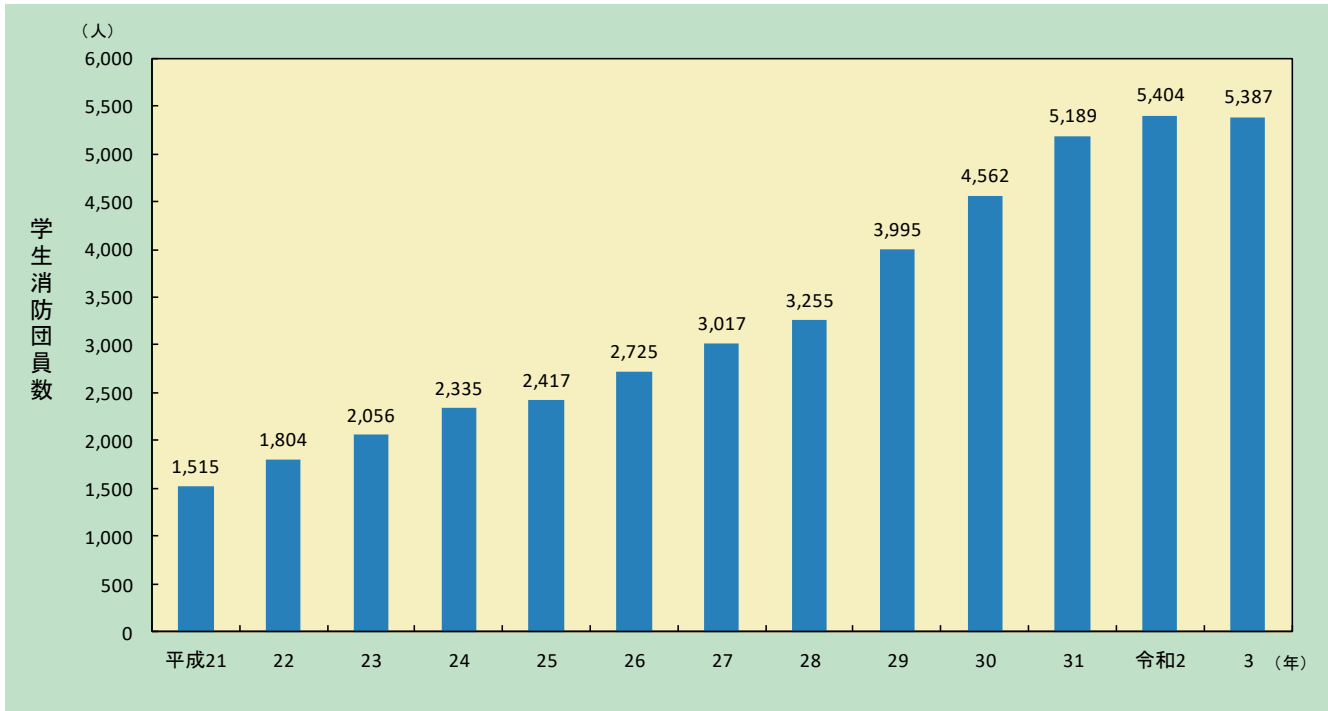
(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-7 図 学生消防団員数の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(5) 学生消防団員の増加

消防団員の総数が減少する中、大学生、大学院生、専門学校生等の消防団員（以下「学生消防団員」という。）の数は令和 3 年 4 月 1 日現在、前年に比べ若干減少したものの、増加傾向にある。（特集 3-7 図）。

(6) 機能別消防団員の増加

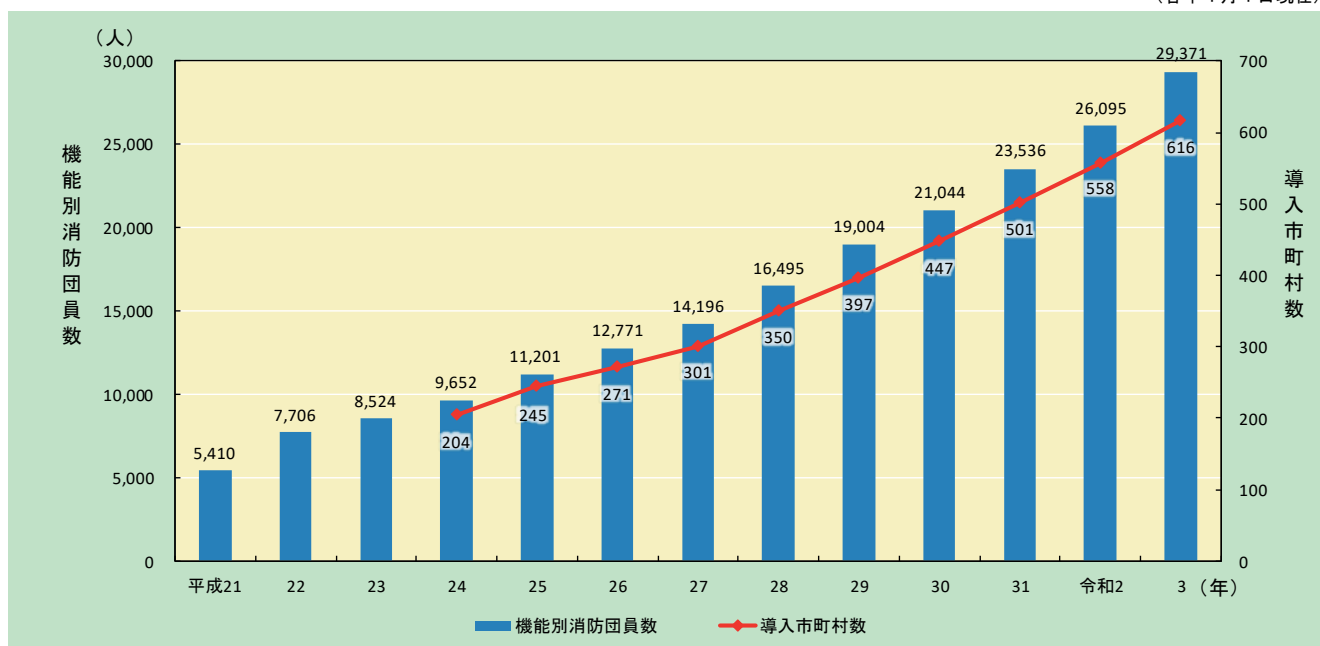
機能別消防団員とは、すべての災害・活動に参加する基本団員とは異なり、入団時に決めた特定の活

動・役割を担う消防団員である。例えば、基本団員のみでは人員不足が生じるような大規模災害に限り出動する「大規模災害団員」や、高齢者宅訪問等の火災予防、広報活動等のみに従事する団員などが挙げられる。

基本団員の数が減少する中、機能別消防団員の数は年々増加しており、令和 3 年 4 月 1 日現在の機能別消防団員の数は、前年に比べ 3,276 人増加し、29,371 人となっている（特集 3-8 図）。

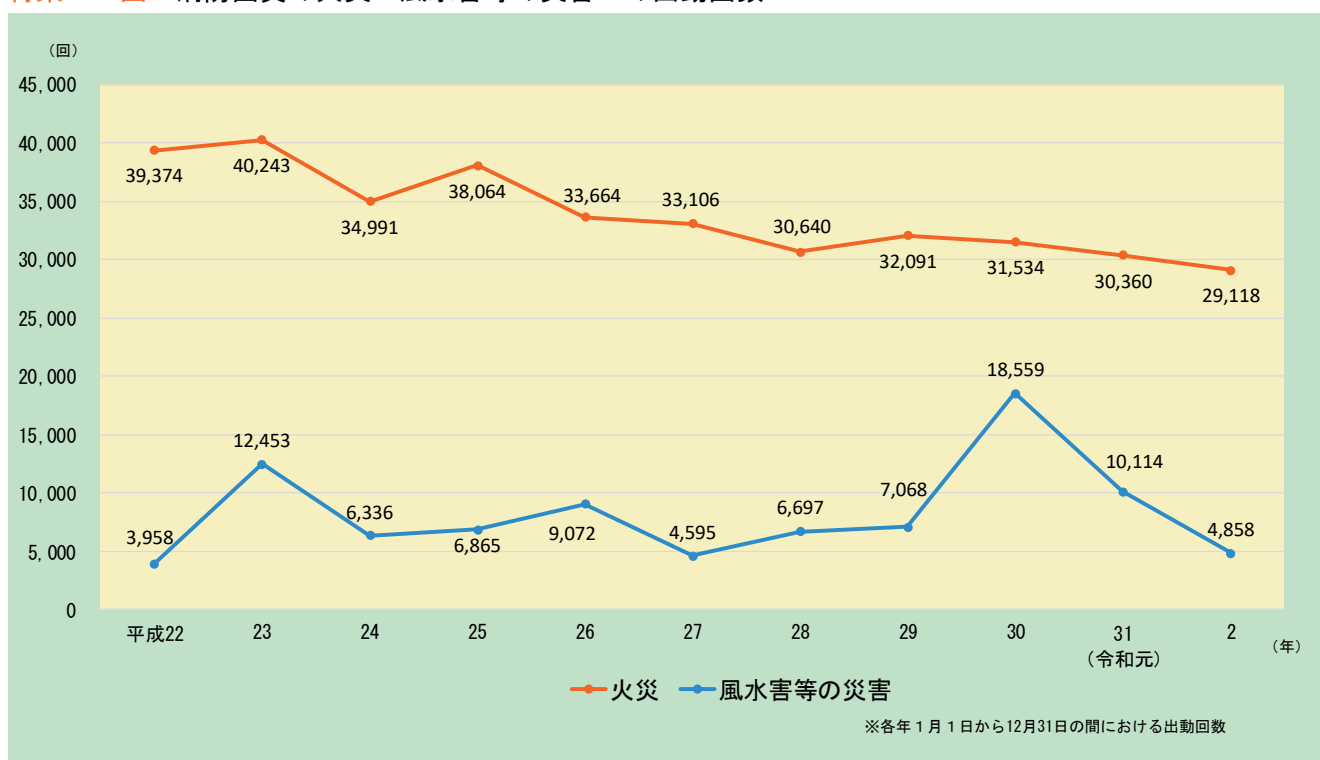
特集 3-8 図 機能別消防団員数の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

特集 3-9 図 消防団員の火災・風水害等の災害への出動回数



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

（7）消防団の役割の多様化

消防団員の出動回数に着目すると、火災のための出動はやや減少傾向にあるものの、引き続き多くの出動がある一方、風水害等の災害のための出動は大きく増加しており、災害の多発化・激甚化により消防団の役割は多様化している（特集 3-9 図）。

特に大規模災害において、消防団員は、消火・応急手当・救助活動はもとより、発災前の早期避難の呼び掛けや住民の避難誘導・避難所の運営支援、安否確認のための戸別訪問など、様々な活動に取り組んでいる。

2

「消防団員の処遇等に関する
検討会」の開催

これまでも、消防団員数の減少という課題に対しては、消防団等充実強化法の制定や、「消防団員の確保方策等に関する検討会」（平成 29 年度）の開催など、様々な議論・検討を行い、必要と考えられる対策を講じてきた。機能別団員数や、学生・女性団員数の増加など、消防団員の裾野は広がってきているものの、消防団員数の減少傾向を抜本的に改善するまでは至っていない。

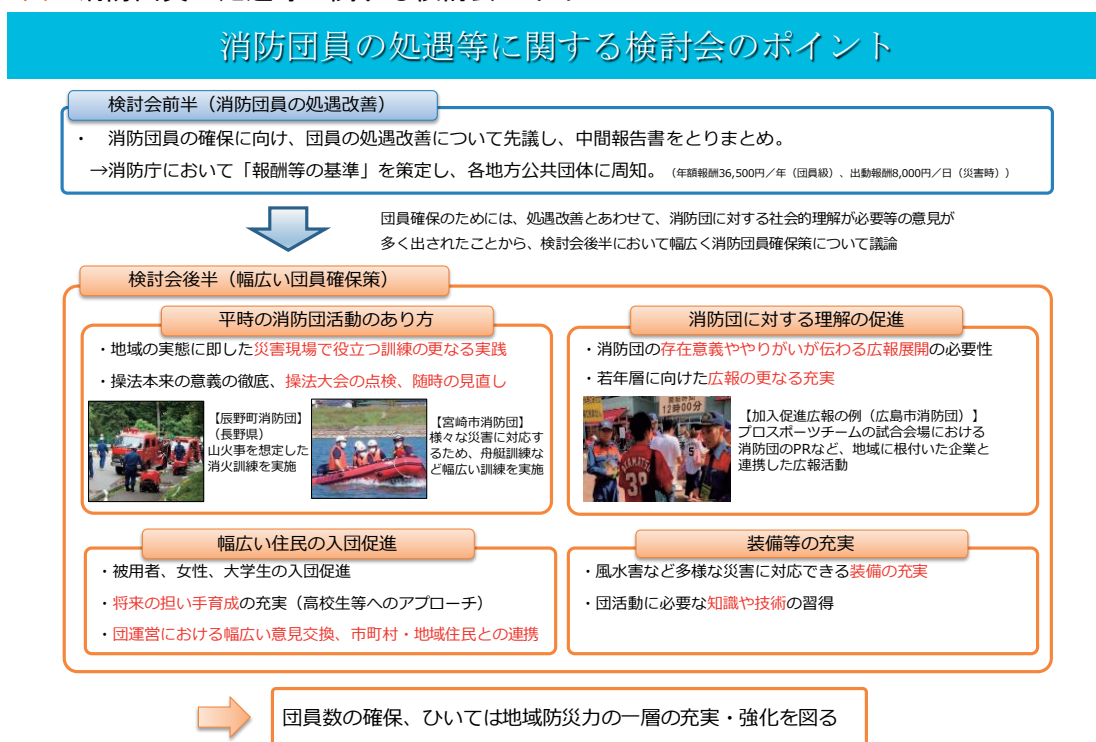
そのため、令和 2 年 12 月、消防団員数が大幅に減少する中、相次ぐ風水害等に対応するため消防団員一人ひとりの役割が大きくなっていることを踏まえ、災害に係る出動手当の引上げなど消防団員の処遇の改善を求める総務大臣の書簡を各都道府県及び市町村に送付するとともに、処遇の改善を含めた消防団員の確保等について取組を要請する消防

庁長官通知を発出した。あわせて、「消防団員の処遇等に関する検討会」（以下、本特集において「検討会」という。）を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行った（特集 3-10 図）。

検討会では、まずは、喫緊の課題である消防団員の適切な報酬等のあり方について、同年 12 月から令和 3 年 3 月までの計 4 回にわたり検討を行い、同年 4 月、従来の出動手当を改め新たに出勤報酬を創設することや、その標準額を国において定めるべきことなどを提言する中間報告書を取りまとめた。その後、消防団に対する理解の促進や幅広い住民の入団促進、平時の消防団活動のあり方といった報酬等のあり方以外の事項について、同年 5 月から 6 月までの計 3 回にわたり検討を行い、8 月に最終報告書を取りまとめた。消防庁では、検討会における議論を踏まえ、処遇の改善や消防団員の確保方策について取り組むこととしている（特集 3-11 図）。

特集 3-10 図 消防団員の処遇等に関する検討会概要

消防団員の処遇等に関する検討会概要	
1 目的	
近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの 2 年は毎年 1 万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっている。こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を開催。	
2 検討事項	
(1) 消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方	
(2) 消防団員の加入促進 等	
3 構成員（五十音順・敬称略）	
○座長	
室崎 益輝	（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）
○委員	
秋本 敏文	（公益財団法人日本消防協会会長）
安達 由紀	（鳥取市消防団女性分団団員）
石橋 毅	（公益財団法人千葉県消防協会会長）
太田 長八	（東伊豆町長）
荻澤 滋	（消防庁国民保護・防災部長）
小出 譲治	（市原市長）
重川希志依	（常葉大学大学院環境防災研究科教授）
花田 忠雄	（神奈川県くらし安全防災局長）
山内 博貴	（全国消防長会総務委員会前委員長（京都市消防局長））
4 開催日程	
第 1 回	令和 2 年 12 月 24 日
第 2 回	令和 3 年 2 月 9 日
第 3 回	令和 3 年 3 月 12 日
第 4 回	令和 3 年 3 月 29 日
-中間報告書	令和 3 年 4 月 9 日-
第 5 回	令和 3 年 5 月 17 日
第 6 回	令和 3 年 6 月 15 日
第 7 回	令和 3 年 6 月 30 日
-最終報告書	令和 3 年 8 月 18 日-
※中間報告書を踏まえた消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を令和 3 年 4 月 13 日に発出	



3

消防団の充実強化施策

（1）報酬等の処遇改善

ア これまでの取組

消防庁ではこれまででも年額報酬の引上げや活動実態に見合う出動手当の引上げについて市町村に繰り返し要請してきており、年額報酬の平均額は29,707円（平成26年4月1日現在）から31,072円（令和3年4月1日現在）まで増額された。また、報酬を支給しない「無報酬団体」は平成27年度に解消したほか、報酬が1万円未満の市町村も、令和3年4月1日現在で2団体まで減少した。一方、出動手当については、市町村ごとに支給方法、金額は様々となっている。

また、消防団員が公務により死傷した場合には、ほかの公務災害補償制度に準じて補償が受けられるほか、消防団員が退職した際には、条例で定めるところにより、退職報償金が支給されることとなっている（資料特-3-1~3-4）。

イ 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の策定

令和3年4月に検討会から消防団員の適切な報酬等のあり方について中間報告書が取りまとめられたことを受け（報酬等のあり方については中間報告書をもって同検討会の結論とされている）、同年4月13日、消防庁において「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下、本特集において「基準」という。）を策定し、都道府県知事等に通知した（特集3-12図）。基準では、消防団員への報酬は年額報酬と出動報酬の2種類とし、年額報酬は「団員」階級の者については36,500円、出動報酬は災害時1日当たり8,000円を標準額とすることや、報酬等は消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給することなどを定め、令和4年4月1日からの基準の適用に向け条例改正等に取り組むよう市町村に要請した。報酬等は、個人に直接支給されるべきものであることから、その徹底を要請している。

その後、都道府県に対する説明会や各市町村の取組状況のフォローアップ等を行いながら、各地方公共団体に対し働き掛けを実施している。

特集 3-12 図 消防団員の報酬等の基準

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント
(令和3年4月13日付消防庁長官通知)

○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの

① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

【基準の内容】

1. 報酬の種類
年額報酬と出勤報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

2. 報酬の額 ※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。
○年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。
「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。
○出勤報酬の額は、災害（水・火災・地震等）に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とする。
災害以外の出勤については、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

3. 費用弁償
上記に掲げる報酬のほか、団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

4. 支給方法
報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

② その他(適切な予算措置、留意事項等)

○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。
○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。
○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。
○ 出勤報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること。
○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

(2) 消防団に対する理解の促進

地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について広く認識・評価されることが、消防団員の処遇改善や、今後の団員確保につながるものと考えられることから、消防庁としては以下のような消防団への加入促進策や消防団活動の発信・表彰等の取組を実施している。

ア 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多く、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることを踏まえ、毎年1月から3月までを「消防団員入団促進キャンペーン」期間として、入団促進に向け、消防団員募集ポスターやリーフレットを作成して全国の市町村・消防本部等に配布するなどにより、広報の全国的な展開を重点的に行っている。令和3年度は、より若年層等に対する広報を強化するため、前年度の取組に加え、ウェブサイト上や電車内モニターに広告を掲出するなどの取組を実施している。



消防団員募集ポスター

イ 消防団活動のPR

消防庁ホームページにおいて、消防団の特設コーナーを設置し、消防庁における最新施策や最新情報のほか、各消防団における取組事例等を掲載し、消防団活動や加入促進のPRに努めている。令和2年度には、ホームページの内容の充実を図るとともにリニューアルを実施し、よりアクセスしやすいホームページ作成に努めている。

(参照URL: <https://www.fdma.go.jp/syobodan/>)

また、地域住民に消防団をより身近なものとして知ってもらうため、平成 29 年度から毎年度、各都道府県及び市町村から消防団に関する動画作品を募集し、優秀な作品を表彰する「消防団 PR ムービーコンテスト」を実施している。



消防団のオフィシャルウェブサイト

ウ 消防団等充実強化アドバイザーの派遣

平成 19 年 4 月から、消防団の充実強化等に関する豊富な知識や経験を有する消防職団員等を、「消防団等充実強化アドバイザー」として地方公共団体等に派遣し、消防団への加入促進、消防団の充実強化等を図るための具体的な助言や情報提供を行っている。

令和 3 年 4 月 1 日現在、28 人のアドバイザー（うち女性 9 人）が全国で活躍している。

エ 地域防災力充実強化大会等の開催

消防団等充実強化法の成立等を踏まえ、地域防災力の充実強化を図るため、「地域防災力充実強化大会」を平成 27 年度以降開催している。令和 3 年度は、令和 3 年 11 月 20 日、長崎県島原市において開催した。

また、地域における活動を推進するとともに、消防団員の士気の高揚を図るため、全国各地で活躍する消防団員による意見発表会を毎年度開催している。令和 3 年度は、令和 4 年 2 月 18 日に開催予定となっている。

オ 総務大臣による感謝状の贈呈

消防団員の確保等に積極的に取り組む消防団に

対し、平成 25 年度より、総務大臣から感謝状を贈呈している。令和 2 年度は、前年度に比べて総団員数又は女性・学生消防団員数が相当数増加した 47 の消防団に対し、総務大臣から感謝状を贈呈した。

カ 消防庁長官による表彰

自然災害や大規模事故等の現場において、顕著な活動実績が認められる消防団等に対し、防災功労者消防庁長官表彰を行っており、令和 2 年度には 9 団体が受賞した。

また、平常時の活動により、地域防災力の向上に寄与し、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団や団員確保について特に力を入れている消防団、また消防団活動に特に深い理解や協力を示し、消防団員である従業員を雇用しているなどの事業所等に対し、消防団等地域活動表彰を行っており、令和 2 年度には、消防団表彰を 18 団体、事業者表彰を 20 事業所が受賞した。

(3) 幅広い住民の入団促進

ア 社会環境の変化等に対応した制度等の導入

多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながらも各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別分団の創設が有効であると考えられる。また、定年制度の見直しや、居住者だけでなく通勤・通学者も加入対象とするなど、幅広い層の人材が入団できる環境の整備を図ることが必要である。

令和元年度には、消防庁長官から都道府県知事等に対し通知（以下「令和元年消防庁長官通知」という。）を発出し、「大規模災害団員」等の機能別団員・機能別分団制度を導入していない市町村に対し、制度導入の早急な検討や、消防職団員 OB を「大規模災害団員」等の消防団員として位置付けるなどの取組を行うよう要請したほか、消防団員の退団対策として、休団制度の活用や定年年齢の 60 歳以上への引上げを令和 4 年 3 月末日までに行うこと等を要請した。

イ 被雇用者の入団促進

(ア) 事業所等への働き掛け

被雇用者である消防団員の割合の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっている。そのため、

特集 3-13 図 消防団協力事業所表示制度

消防団協力事業所表示制度等について

(令和3年4月1日現在)

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

認定要件

＜ 市町村消防団協力事業所 (次のいずれかに該当すること) ＞

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

市町村マーク(シルバーマーク) ⇒

＜ 総務省消防庁消防団協力事業所 (次のすべてを満たすこと) ＞

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防団マーク(ゴールドマーク) ⇒

※ 総務省消防庁消防団協力事業所数 808事業所

消防団協力事業所表示制度導入市町村数・市町村消防団協力事業所数の推移

年度	交付事業所数	協力事業所表示制度導入市町村数
25	9,513	25
26	10,425	26
27	11,446	27
28	12,899	28
29	14,394	29
30	15,500	30
31	16,263	31
R2	16,655	31
3	17,065	31

調査対象: 1,719市町村(東京都特別区は一つの市町村として計上)

自治体による支援策の実施状況

＜都道府県 30都道府県＞

- ①減税 3県
 - ・法人事業税等の減税 減税限度額 10万円(長野)、100万円(静岡)、100万円(一定の要件の場合200万円)(岐阜)
- ②金融 5県
 - ・異制度融資信用保証料割引(宮城、福島) ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇(長野)
 - ・中小企業制度融資(山梨、鳥取)
- ③入札 24県
 - ・入札参加資格の加給 ・総合評価落札方式の加給 など
 - (青森、宮城、秋田、山形、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、静岡、鳥取、広島、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎)
- ④その他 18府県
 - ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度(岐阜)
 - ・表彰制度(宮城、秋田、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、兵庫、広島、徳島、愛媛、徳島、長崎)
 - ・県ホームページでの事業所ホームページリンク無料掲載(山口)
 - ・都道府県主催防災士養成講座の受講(愛媛)

＜市町村 387市町村＞

- ①入札 253市町村
 - ・入札参加資格の加給 ・総合評価落札方式の加給 など
- ②その他 146市町村
 - ・消防団協力事業所報償金制度
 - ・防炎行政無線戸別受信機の無償貸与
 - ・表彰制度
 - ・広報誌広告掲載料の免除
 - ・消火器の無償提供

平成18年度から、「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進を図っている(特集3-13図)。令和3年4月1日現在、当該制度を導入している市町村の数は1,340、市町村消防団協力事業所の数は17,065となっている。令和元年消防庁長官通知では、制度を導入していない市町村に対し、令和4年3月末日までに制度が導入されるよう早急に取り組むことを要請した。

また、市町村消防団協力事業所のうち、特に顕著な実績が認められる事業所を総務省消防庁消防団協力事業所として認定しており、令和3年4月1日現在、認定事業所数は808となっている。なお、消防庁認定に当たっては、複数の事業所を持つ企業等は、企業等全体での認定も可能である。

(イ) 公務員の入団促進

消防団等充実強化法において、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられた。この規定により、国家公務員の消防団への加入を容易にする環境整備がなされたことを踏まえ、職員の消防団への加入を促進するよう、各府省や地方公共団体に対し働き掛けを行っている。

また、令和元年消防庁長官通知では、市町村職員等の消防団への加入促進を図ることなどを要請した。

ウ 女性の入団促進

(ア) 消防団への加入促進

女性消防団員の割合は年々増加しているが、未だその数は少数にとどまっている。一方、消防団活動が多様化する中で、災害時の後方支援活動、避難所の運営支援等をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導等、広範囲にわたる女性消防団員の活躍が期待されており、今後さらなる女性の加入促進に取り組む必要がある。

令和元年消防庁長官通知では、女性の消防団への参加を促すとともに、女性消防団員が所属していない消防団について、令和4年3月末日までに女性消防団員が所属するよう早急に取り組むこと等を要請した。また、毎年1～3月に実施している「消防団員入団促進キャンペーン」に併せて、女性向けの消防団員募集リーフレットを全国の市町村、消防本部等に配布し、女性に対する周知を図っている。

(イ) 女性消防団員の活躍の促進

消防庁ホームページ内に女性の消防団への加入促進を図るためのポータルサイトを開設し、女性消防団員の活躍の様子や活動事例等を掲載している。

また、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的として、「全国女性消防団員活性化大会」を毎年度開催している。全国的女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動成果を紹介するとともに、

意見交換を通じて連携を深めている。

令和3年度は、徳島県徳島市において第26回大会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止することとした。



消防団オフィシャルウェブサイト内
「女性消防団員コーナー」

エ 学生の入団促進

学生は、現在又は将来の消防団活動の担い手として期待されることから、積極的な入団促進に取り組む必要がある。

(ア) 学生消防団活動認証制度

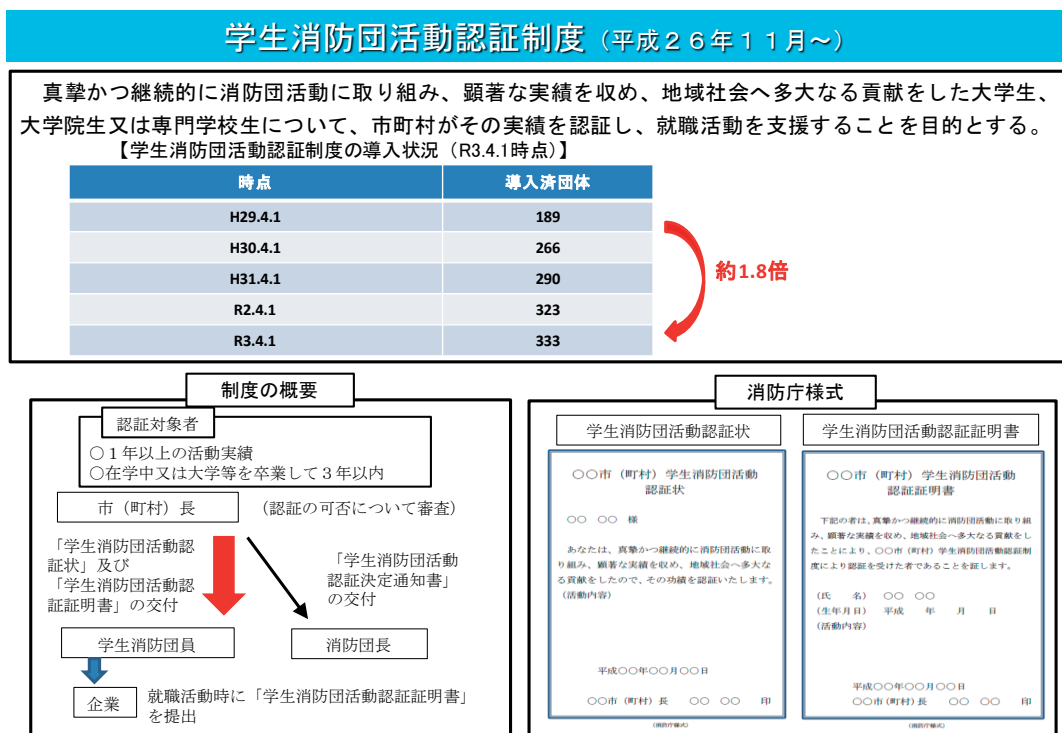
消防団に所属する大学生、大学院生、専門学校生等に対する就職活動支援の一環として、平成26年11月から「学生消防団活動認証制度」の普及を図っている。この制度は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会に多大な貢献をした学生消防団員に対し、市町村がその実績を認証するものである。

令和3年4月1日現在、当該制度を導入している市町村の数は333となっている(特集3-14図)。消防庁では、特に大学等が管内に所在する市町村において令和4年3月末日までに制度が導入されるよう早急に取り組むことなどを令和元年消防庁長官通知で要請しており、今後も引き続き導入に向けた働き掛けを行っていく。

(イ) 大学等の協力

平成25年12月、消防団等充実強化法の成立と併せて、文部科学省と連携し、大学等に対して消防団活動のための適切な修学上の配慮等を依頼した。また、文部科学省と協力し、全国国立大学学生指導担当副学長協議会に消防庁職員を派遣するなど、機会を捉えて積極的な働き掛けを行ってきた。

特集3-14図 学生消防団活動認証制度



あわせて、平成 28 年には、文部科学省及び各国公私立大学長に対し、大学生の消防団への加入促進等について通知を发出した。その通知において、課外活動等の一つとして消防団活動を推奨するなど、学生の消防団活動への一層の理解促進や、学生が消防団活動に参加しやすい環境づくりに配慮するよう依頼した。

加えて、「消防団員入団促進キャンペーン」の実施に併せて、大学構内向け消防団員募集広告の掲示やポスターの配布等により、学生への理解促進を図っている。

オ 将来の担い手育成

災害が多発化・激甚化する中、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育について、その充実に取り組むことが重要である。防災教育に、地域防災力の中核を担う消防団員等が積極的に携わっていくことは、消防団の活動に対する理解、ひいては地域防災力の向上にもつながるものである。

このため、消防庁では、文部科学省と連携し、「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和 3 年 12 月 1 日付け通知）を发出し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団員等が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう要請した。

また、高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要であることから、消防庁では、各地方公共団体に対し、高校生の機能別分団への入団の検討等について要請するとともに、文部科学省と連携し、都道府県等の教育委員会等に対し周知した。

カ 加入促進のための先進的な取組の支援

女性や若者をはじめとした消防団員を更に増加させるため、消防庁として、平成 27 年度から、地方公共団体が企業や大学等との連携により、女性や若者等の消防団への加入促進を図る取組を支援しており、令和 2 年度までに 206 件の事業を実施している。

キ 新たな社会環境に対応する団運営

災害の多発化・激甚化等を踏まえ消防団に求めら

れる役割が多様化していることや、共働き世帯が年々増加していること、全団員に占める被雇用者の割合が増加していることなど、消防団を取り巻く社会環境が変化する中で、消防団の運営に当たり、消防団内部での幅広い意見交換や、市町村・地域住民との連携がより重要となっている。消防庁では、ホームページにおいて、地域との連携強化など、団運営の優良事例について情報提供を行っており、今後も幅広い住民が参加しやすい運営に向けた支援を行っていく。

（４）平時の消防団活動のあり方

ア 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた方の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

消防庁では、救助活動用資機材等の整備に対する国庫補助や、救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付け事業（詳細は（５）及び特集 4 を参照）を行い、消防団の訓練等を支援しているほか、消防団にとって有効だと考えられる、地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練事例等について情報提供等を行っており、今後も引き続き、様々な訓練の実施に資する支援を行っていく。

一方で、様々な訓練を実施することが消防団員にとって過大な負担となる恐れがあることから、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図ることが必要である。

イ 操法訓練・操法大会

消火活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るため、全国、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されている。

操法大会については、近年、大会を過度に意識した訓練の実施や、大会での行動の形式化といった指摘があることにも配慮しつつ、適切な大会運営に努める必要がある。全国消防操法大会については、主催者のひとつである（公財）日本消防協会が中心と

なって、見直しの検討を行うこととしている。

(ア) 全国消防操法大会の開催

消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国消防操法大会」を開催している。令和3年度は、千葉県市原市において第28回大会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止することとした。

(イ) 全国女性消防操法大会の開催

女性消防団員等の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国女性消防操法大会」を開催しており、令和元年度は、11月13日、神奈川県横浜市において第24回大会を開催した。

(5) 装備等の充実

ア 消防団の装備の充実強化

消防団等充実強化法の成立を契機として、消防庁では、消防団の装備等の充実強化に向け、平成26年の「消防団の装備の基準」の改正のほか、以下の取組を行っている。

(ア) 消防団の救助用資機材等の整備に対する国庫補助

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、消防団の災害対応能力の向上を図るため、国庫補助金（消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業））を創設した（詳細は特集4を参照）。

本補助金の積極的な活用を通じ、消防団の装備の充実及び災害対応能力の向上を進めている。

(イ) 救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付

同じく5か年加速化対策として、市町村に対し、救助用資機材等を搭載した多機能消防車両を無償で貸し付け、訓練等を支援している（詳細は特集4を参照）。

(ウ) 救助用資機材等の無償貸付

平成29年度から3か年かけて、全都道府県の消防学校に対し、情報収集活動用資機材（オフロードバイク、ドローン）や、女性・若者が扱いやすい小型動力ポンプを無償で貸し付け、消防学校での消防団員に対する訓練を支援した。

また、令和2年度から、市町村に対し、災害対応能力の向上のための救助用資機材等（発電機や投光

器、ボート等）を無償で貸し付け、消防団員に対する訓練を支援している。

(エ) 消防団拠点施設及び地域防災拠点施設の整備

各市町村が消防団拠点施設や地域防災拠点施設において標準的に備えることを要する施設・機能（研修室、資機材の収納スペース、男女別の更衣室・トイレ等）について、緊急防災・減災事業債をはじめとする地方財政措置等の活用により整備することを促進している。

イ 教育・訓練の充実

消防団の現場のリーダーの教育訓練の充実を図るため、平成26年3月に「消防学校の教育訓練の基準」を改正したほか、火災防御、救助救命、避難誘導等における的確な現場指揮、安全管理の知識及び技術の向上や、自主防災組織等への指導・育成を消防団員が行う上で必要となる教育用教材を作成し、平成26年度から消防学校に配布している。

また、令和2年度から、消防団員が救助用資機材等を安全で円滑に利用できるようにするため、都道府県の消防学校に講師を派遣し、救助用資機材等の技術講習を実施している。

ウ 準中型自動車免許の新設に伴う対応

道路交通法の改正により、平成29年3月12日から、準中型自動車免許が新設されるとともに、同日以後に取得した普通自動車免許で運転できる普通自動車の範囲は車両総重量3.5トン未満等とされた。これに伴い、車両総重量3.5トン以上の消防自動車を所有している消防団において、将来的に当該自動車を運転する消防団員の確保が課題となる。

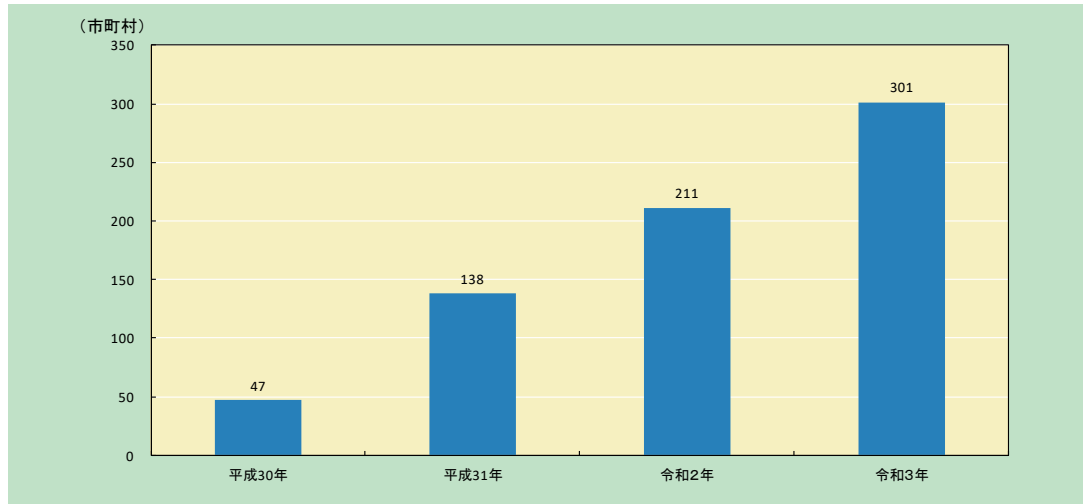
そこで、消防庁では、平成30年1月25日、各地方公共団体に対し、消防団員の準中型自動車免許の取得に係る公費助成制度の新設及び改正道路交通法施行後の普通自動車免許で運転できる消防自動車の活用を依頼した。当該公費助成制度を設けた地方公共団体に対しては、平成30年度から特別交付税による地方財政措置を講じている（特集3-15図）。

さらに、令和3年度には、地域ごとの課題に対しきめ細かく対応するため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどの内容のモデル事業を実施している。

また、普通自動車免許で運転可能な車両総重量

特集 3-15 図 消防団員の準中型自動車免許取得に係る公費負担制度を設けている市町村数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

3.5 トン未満の消防車両の活用・普及にも取り組んでいる。

今後とも、消防団の実情を注視し、消防団車両の運行に支障が生じないように努める。

エ 消防団員のマイカー共済

消防団の活動に際しては、自家用自動車を使用する消防団員が多い中、令和元年東日本台風（台風第19号）による災害出動などに伴い、消防団員が使用した自家用自動車の水没する被害が生じた。

このような急を要する活動のために、消防団員がやむを得ず、自家用自動車を使用した場合において、原則、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して活動に従事してもらうことが必要であることから、消防団活動を下支えする取組として、令和2年4月1日から、公用車の損害共済事業を実施する法人が、消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害を補償する共済を開始した。あわせて、市町村が当該法人に支払う分担金に対しては、令和2年度から特別交付税による地方財政措置を講じている。さらに、一部の民間損害保険会社において、同様の保険商品が販売されており、市町村が支払う保険料についても、令和3年度から特別交付税による地方財政措置を講じている。